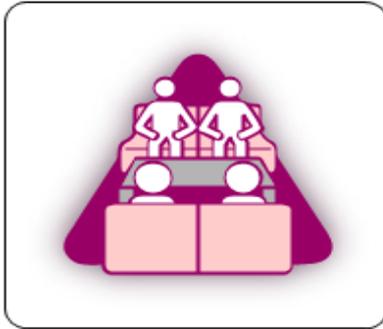


# 新型コロナウイルス感染症拡大時の自衛消防訓練について

1 フロアや係ごと、グループごとに行う日を分けて、少人数による部分訓練を行ってください。



2 飛まつ感染が低いと思われる、映像学習による訓練、図上訓練、目視による訓練を行ってください。



3 少人数における部分訓練の実施方法を紹介しますので参考にしてください。

(1) 消火訓練



- 各事業所等のどこに消火器や屋内消火栓設備が設置してあるか、図面等で確認してください。また、就業後、退社時に各個人で実際設置してある場所を確認してください。
- 消火器や屋内消火栓設備の使い方について、資料または本体を見て確認してください。



## (2) 通報訓練



● 119番通報の要領について確認してください。なお、実際に119番通報を行う際は、事前に消防局指令課へ連絡してください。

(宮崎市消防局指令課 0985-27-1119)

● 実際に119番通報訓練を行った人から、どんなことを聞かれたか等の情報共有を図り、事業所内の誰が通報者になっても確実な情報を伝えることができるよう準備してください。

## (3) 避難訓練



● 避難経路について確認してください。また、避難設備の誘導灯・誘導標識が設置してある事業所等は、就業後、退社時に各個人で誘導灯に従って退社し避難経路を確認してください。

● 避難経路に避難障害となる物品等がないか確認してください。

● 避難器具の使い方について、資料または本体を見て確認してください。

※事業所内のみで共有できるようなSNS等がある場合は、各個人で確認した事項をSNS等で共有することも訓練の効果を上げる一つの手段です。

## 4 自衛消防訓練を実施する場合の感染防止対策について

(1) 訓練参加者は、マスクを着用してください。

(2) 訓練参加者同士が密集することのないような訓練場所を選んでください。

(3) 風邪等の症状がある場合は、参加を控えてください。

(4) 手洗いやうがいの励行、その他各事業所等の実態に応じた感染防止対策を講じてください。



お問い合わせ先 宮崎市消防局

予防課査察指導係 電話番号 0985-32-4908 (直通)

北消防署予防査察係 電話番号 0985-32-4667 (直通)

南消防署予防査察係 電話番号 0985-54-1700 (直通)